

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和3年2月26日(金) 午前9時31分から午前10時40分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席18名、欠席1名)】 出席委員：1番齊藤健一郎委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番恩田正平委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、15番齋藤清美委員、16番川合次夫委員、17番川内敏夫委員、18番松澤隆一委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>欠席：5番園田岳彦委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席2名)】 12番小島隆委員、14番田中清委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席20名)</p>
出席職員	猪又農業委員会事務局長、水島同係長、伊藤同主査、石曾根同主任主事(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	19番 委員
	1番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地の休耕及び増反届について
No.31～No.51 21件
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.54～No.63 10件
- 報告第3号 農地の用途変更及び嵩上げ届について
No.808～No.809 2件

日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3030 1件
- 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5031～No.5032 2件
- 議 第3号 農用地利用集積計画案について
No.489～No.519 31件
- 議 第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について
No.52～No.53 2件
- 議 第5号 農地利用状況調査に基づく非農地判断について

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、5番園田岳彦委員1名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。 また、本日は推進委員の12番小島隆委員、14番田中清委員からもご出席いただいています。</p> <p style="text-align: center;">日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶものあり]</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、19番樋口佐登子委員、1番齊藤健一郎委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">日程第2＝報告事項</p> <p style="text-align: center;"><報告第1号 農地の休耕及び増反届について></p>
議長 水島係長	<p>報告第1号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 説明いたします。1頁をご覧ください。 31番上早川地区の件ですが、宮平地内の10筆3,510㎡について、 労力不足のため休耕するものです。 32番上早川地区の件ですが、宮平地内の4筆1,244㎡について、 遠方在住のため休耕するものです。 33番上早川地区の件ですが、宮平地内の17筆4,171㎡について、</p>

労力不足のため休耕するものです。

34 番上早川地区の件ですが、宮平地内の6筆985.91㎡について、労力不足のため休耕するものです。

35 番上早川地区の件ですが、宮平地内の13筆1,980㎡について、労力不足のため休耕するものです。

36 番上早川地区の件ですが、中野地内の1筆300㎡について、労力不足のため休耕するものです。

37 番上早川地区の件ですが、土塩地内の2筆214㎡について、労力不足のため休耕するものです。

38 番上早川地区の件ですが、大平、中川原新田地内の20筆4,036㎡について耕作に不便なため、休耕するものです。

39 番上早川地区の件ですが、大平地内の2筆871㎡について、労力不足のため休耕するものです。

40 番大和川地区の件ですが、大和川、厚田地内の5筆690㎡について、労力不足のため休耕するものです。

41 番大和川、西海地区の件ですが、大和川、釜沢、道平地内の10筆5,106㎡について、労力不足のため休耕するものです。

42 番西海地区の件ですが、市野々地内の10筆4,538㎡について、ため、労力不足のため休耕するものです。

43 番西海地区の件ですが、市野々、羽生地内の17筆4,639.30㎡について、労力不足のため休耕するものです。

44 番西海地区の件ですが、来海沢地内の3筆2,429㎡について、労力不足のため休耕するものです。

45 番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆770㎡について、高齢のため休耕するものです。

46 番西海地区の件ですが、栗倉地内の1筆363㎡について、労力不足のため休耕するものです。

47 番西海地区の件ですが、川島地内の7筆333.49㎡について、労力不足のため休耕するものです。

48 番糸魚川地区の件ですが、蓮台寺地内の2筆439㎡について、労力不足のため休耕するものです。

49 番根知地区の件ですが、上野地内の9筆683.91㎡について、労力不足のため休耕するものです。

	<p>50 番磯部地区の件ですが、大洞地内の14筆7,189㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p>
議長	<p>51 番磯部地区の件ですが、空熊新田地内の2筆1,450㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p>
	<p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p><報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について></p>
議長	<p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。</p>
	<p>説明いたします。9頁をご覧ください。</p>
水島係長	<p>54 番下早川地区の件ですが、東海地内の1筆540㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p>
	<p>55 番下早川地区の件ですが、上出地内の8筆401.98㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p>
	<p>56 番上早川地区の件ですが、大平地内の1筆56㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p>
	<p>57 番西海地区の件ですが、水保地内の2筆303㎡について、他の方に貸し付けるため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p>
	<p>58 番西海地区の件ですが、水保地内の3筆414㎡について、他の方に貸し付けるため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p>
	<p>59 番糸魚川地区の件ですが、上刈5丁目地内の1筆1,197㎡について、所有者が耕作するため解約し、その後は所有者が耕作するものです。</p>
	<p>60 番糸魚川地区の件ですが、上刈5丁目地内の1筆1,197㎡について、所有者が耕作するため解約し、その後は所有者が耕作するものです。</p>
	<p>61 番今井地区の件ですが、西中地内の1筆275㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p>
	<p>62 番能生谷地区の件ですが、島道地内の1筆928㎡について、労力</p>

	<p>不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 63 番青海地区の件ですが、上路地内の 1 筆 1,404 m²について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 機構を通して契約したのに、地主が自分で耕作するという事で解約とは、借り手からすると安心して耕作できないような気がします が。</p>
議長 片山委員	
水島係長	<p>解約後は今の借り手の方がサポートしながら、地主が自分で耕作されるようです。また、機構を通して契約される方は、5 年、10 年と長い期間を見通して耕作されると思いますので、どういった事情で解約をするのか、私たちも注意しながら受付をしております。</p>
福田委員 伊藤主査	<p>機構を通した契約は基本 10 年契約ではなかったですか。 基本的には 10 年でお願ひしておりますが、3 者の同意があれば解除は可能です。</p>
議長	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p><報告第 3 号 農地の用途変更及び嵩上げ届について></p>
議長	<p>報告第 3 号 農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。</p>
水島係長	<p>説明いたします。11 頁をご覧ください。 808 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の 3 筆 367 m²について、狭小で耕作に不便なため、畑として耕作したいものです。 809 番上早川地区の件ですが、中林地内の 2 筆 1,190 m²について、休耕田を畑として耕作したいものです。 以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>

議長	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p> <p>日程第3＝付議事項</p>
議長 石曾根主任主事	<p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について> 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。 説明いたします。12頁をご覧ください。 3030番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の2筆272㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、県道湯之河内梶屋敷停車場線沿い、譲受人自宅近くの場所です。譲渡人は、今後も耕作をする予定がないため、現在耕作している譲受人へ、申請地を譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、上早川地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。 以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p><議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について> 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求</p>

	<p>めます。</p> <p>説明いたします。13 頁をご覧ください。</p> <p>5031 番西海地区の件ですが、粟倉地内の 1 筆 1,036 m²について、資材置場及び仮設事務所設置のための、10 ヶ月間の賃借権設定です。地図のNo.2 をご覧ください。申請地は、県道上町屋釜沢糸魚川線沿いの場所です。申請人は、水力発電所工事用の資材置場及び仮設事務所を設置するため、申請地を借り受けたいものです。農地の区分は、イ-(イ)-b (発電所及び水圧鉄管の補修工事用地のための一時的な利用に供する。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5032 番能生地区の件ですが、能生地内の 1 筆 346 m²について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.3 をご覧ください。申請地は、能生駅近くの場所です。申請人は、結婚を機に住宅を新築するため、申請地を譲り受け住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第 1 種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第 3 号 農用地利用集積計画案について></p> <p>議第 3 号 農用地利用集積計画案について、31 件ございます。このうち、会議規則第 10 条の議事参与の制限に該当するものが 4 件ございます。まず、片山委員の案件を先に審議しますので、片山委員、退席をお願いします。</p> <p>〔片山委員退室〕</p>

議長 石曾根主任主事	<p>事務局の説明を求めます。 説明いたします。15 頁をご覧ください。 493 番下早川地区の件ですが、谷根地内の 10 筆 8,838 m²について、更新するものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔片山委員入室〕</p>
議長	<p>次に稲葉委員の案件を審議します。稲葉委員、退席をお願いします。 〔稲葉委員退室〕</p>
議長 石曾根主任主事	<p>事務局の説明を求めます。 説明いたします。20 頁をご覧ください。 514 番能生谷地区の件ですが、槇地内の 2 筆 4,064 m²について、更新するものです。</p>
議長	<p>515 番能生谷地区の件ですが、槇地内の 5 筆 10,273 m²について、更新するものです。</p>
議長	<p>516 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の 1 筆 3,006 m²について、更新するものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔稲葉委員入室〕</p>
議長 石曾根主任主事	<p>その他の案件について、事務局の説明を求めます。 説明いたします。14 頁をご覧ください。 489 番下早川地区の件ですが、田屋地内の 4 筆 9,203 m²について、</p>

更新するものです。

490 番下早川地区の件ですが、五十原地内の3筆3,939㎡について、更新するものです。

491 番下早川地区の件ですが、五十原地内の2筆1,239㎡について、更新するものです。

492 番下早川地区の件ですが、清水山地内の5筆2,620㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

494 番下早川地区の件ですが、東塚地内の3筆2,741㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

495 番上早川地区の件ですが、土塩地内の2筆3,419㎡について、更新するものです。

496 番大和川地区の件ですが、大和川地内の14筆2,275㎡について、更新するものです。

497 番西海地区の件ですが、来海沢地内の3筆1,780㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

498 番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆1,301㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

499 番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆790㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

500 番西海地区の件ですが、川島地内の1筆374㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

501 番根知地区の件ですが、上野地内の3筆8,593㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

502 番今井地区の件ですが、西中地内の1筆275㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

503 番磯部地区の件ですが、徳合地内の1筆1,037㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

504 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の1筆415㎡について、更新するものです。

505 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の6筆6,664㎡について、更新するものです。

506 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の3筆2,457㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

	<p>507 番能生谷地区の件ですが、小見地内の2筆2,796㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>508 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆405㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>509 番能生谷地区の件ですが、島道地内の1筆928㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>510 番能生谷地区の件ですが、大沢地内の1筆1,125㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>511 番能生谷地区の件ですが、藤後地内の2筆2,711㎡について、更新するものです。</p> <p>512 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の16筆10,812㎡について、更新するものです。</p> <p>513 番能生谷地区の件ですが、槇地内の1筆992㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>517 番下早川地区の件ですが、東海、堀切地内の18筆10,357㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>518 番糸魚川地区の件ですが、南押上1丁目地内の1筆826㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>519 番糸魚川地区の件ですが、南押上2丁目地内の8筆4,011㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について> 議第4号 農用地利用配分計画案について、2件ございます。この</p>

<p>議長 石曾根主任主事</p>	<p>うち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが1件ございます。まず、恩田委員の案件を先に審議しますので、恩田委員、退席をお願いします。</p> <p>〔恩田委員退室〕</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。25頁をご覧ください。</p> <p>53番糸魚川地区の件ですが、南押上1丁目、南押上2丁目地内の9筆4,837㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔恩田委員入室〕</p>
<p>議長 石曾根主任主事</p>	<p>その他の案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。24頁をご覧ください。</p> <p>52番下早川地区の件ですが、東海、堀切地内の18筆10,357㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p><議第5号 農地利用状況調査に基づく非農地判断について></p> <p>議第5号 農地利用状況調査に基づく非農地判断について、説明を求めます。</p>

伊藤主査	<p>説明いたします。26 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 30 条による利用状況調査の結果、別紙の農地を非農地とするというものです。毎年 7 月～8 月に重点期間を設け、委員の皆様から利用状況調査をしていただき、その結果に基づいて非農地判断しているものになります。今回は対象筆数が非常に多く、所有者と管理者に事前通知を送り、御意見を頂戴した結果、この筆数について非農地判断することになりました。委員の皆様には非常にご苦勞いただきまして、ありがとうございました。</p>
議長 片山委員	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>これが非農地となると、来年の地図からは抜かれるということですよ。</p>
議長 片山委員	<p>そういうことになります。</p> <p>124ha くらいありますが、これは水稻生産実施計画書には載ってこない土地なんでしょうか。</p>
水島係長	<p>このうち 3 分の 2 ほどは既に休耕届が出されていて、提出されてから 10 年以上経過しているものが多いです。残りの 3 分の 1 は休耕もしくは荒廃した状態だが、休耕届が出されていないところで、委員の皆様にご調査していただいたところになりますので、水稻生産実施計画書には載ってこないような農地ばかりです。</p>
松澤一委員	<p>毎年こういった調査をして非農地判断をしています、まだこのように判断する箇所があるのですね。</p>
水島係長	<p>農業委員、推進委員が現地確認をできていないところはまだまだたくさんあります。今年も現地確認する箇所があると思いますが、よろしくお願いします。</p>
福田委員	<p>航空写真では判断できないのでしょうか。我々も行けないようなところもありますし、地図だけ渡されても困ります。</p>
水島係長	<p>実は航空写真で判断したところもかなりあります。委員さんに見ていただいた箇所から範囲を広げて、道がないようなところなどは、航空写真で判断しております。しかし、航空写真だけでは判断に困るところもございますので、そういったところはよろしくお願いします。</p>
田中委員	<p>調査の際に地図に可と書いた部分については、どのような処理がされているのでしょうか。</p>

伊藤主査	<p>可の部分は遊休農地ということで、今は耕作されていなくても、農地としての利用は可能であるという判断で、自作管理もしくは耕作者を探すという段階でストップしております。これが数年経って、荒廃農地として上がってくれば、今回のように非農地判定となります。</p>
齋藤清委員	<p>農地の場合、1年くらいなら空いても良いけど、2～3年空くともう絶対ダメですよ。草や雑木が生えてきますし、そうすると不可と取っても良いと思いますね。</p>
田中委員	<p>今年、可としたところは来年も調査する部分に入ってくるのでしょうか。</p>
水島係長	<p>来年はないかもしれませんが、数年後にはまた出てくることもあると思います。</p>
伊藤主査	<p>中には、いつの間にか水田に復旧しているところもありますので、現地確認をお願いすることもあるかもしれません。</p>
議長	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。続いて日程第4のその他に入ります。</p>
議長	<p>日程第4＝その他</p>
議長	<p>ア 次回農業委員会の日程について</p>
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3/30(火) 午前9:30～ 市民会館 3階会議室
議長	<p>イ その他</p>
議長	<p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>